

鈴木 理加(すずき・りか)  
PwCあらた有限責任監査法人  
パートナー、IFRSリーダー  
公認会計士

1995年入所後、国内・海外上場会社の会計  
監査・アドバイザーに従事の後、2009年1月  
より2011年3月まで、米国PwCナショナルオ  
フィスに出向し、外国登録企業等のIFRS財務  
諸表レビューや会計相談に従事。帰任後は  
IFRS、日本基準および米国基準の会計相談・  
IFRS導入支援に従事。ASBJ収益認識専門  
委員会専門委員。共著として『IFRS「収益認識」  
プラクティス・ガイド』等。

形態の契約を利用する同業他社が必  
ずしも同様の会計実務を行っている  
とは断定できない。したがって、同  
業他社への影響と同一レベルの影響  
が自社にあるとは限らず、自社への  
影響は、それぞれの企業において評  
価するまで把握することは困難であ  
ると考えられる。是非、この機会に、  
自社の主要なビジネスにおいて、ど  
のような契約形態の取引が存在し、  
どのような現行実務があるのか等を  
標準的な契約書の内容を参照しなが  
ら確認し、これに対して、収益認識  
公開草案で提案される規定がどのよ  
うな影響をもたらす可能性があるの  
かについて、検討を開始していただ  
くことが有用と考える。

## II

# 建設業、ソフトウェア業でみられる 長期請負契約に関する 実務ポイント

PwCあらた有限責任監査法人  
公認会計士 鈴木 理加

## 長期請負契約の 性質

長期請負契約とは、期間の長さにかかわらず一定の期間にわたって、顧客との設計、仕様、作業方法や内容等に係る約束に基づいた工事、建築、製造、制作等を企業が履行することにより対価が支払われる請負契約であり、建設業界の建設工事契約やIT・ソフトウェア業界の受託ソフトウェア契約などが該当する。

## 長期請負契約の現 行実務の考え方

日本基準には、長期請負契約に関する個別の会計基準等は存在していない。したがって、一般的には、企業会計原則に基づき、売上高は、実

現主義の原則に従い、商品等の販売または役務の給付によって実現したものに限り(企業会計原則第二損益計算書原則三B)との考え方に従うものとされている。しかしながら、工事契約ならびに受注制作のソフトウェア取引に該当する場合には、以下のとおり、それぞれの定めによることとなる。

まず、企業会計基準15号「工事契約に関する会計基準」(以下、「工事基準」という)において、「仕事の完成に対して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うもの」を「工事契約」と定義し、その会計処理を定めている。

また、実務対応報告17号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(以下、「ソフト実

務」という)において、「特定のユーザー向けにソフトウェアを制作し、提供すること」を「受注制作のソフトウェア取引」と定義し、会計処理が定められている。さらに、受注制作のソフトウェアについては、工事基準5項において、工事契約に準じて工事基準を適用するとされている。

## 長期請負契約の収 益認識公開草案の 考え方

収益認識公開草案では、長期請負契約を定義し、これに対する収益の認識や測定を一貫して定める規定は存在していない。このため、原則的な取扱いとしては、基本となる原則に基づいたステップ1からステップ5の規定に基づいて、収益を認識し測定することとなる。